

平成30年4月から規制が始まる予定です

ガーパイクを 川や池に放さないで！

ガー科の全種とこれらの
交雑個体の全てが規制の対象です。

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| ■ ロングノーズガー | ■ アリゲーターガー |
| ■ フロリダガー | ■ キューバンガー |
| ■ スポットッドガー | 別名 マンファリ |
| ■ ショートノーズガー | ■ トロピカルガー |
| | 別名 トロピカルジャイアントガー、
ニカラグアガー、チャパシウスガー |

「ガー科の全種（交雑個体を含む）」
（通称ガーパイク）は、外来生物法に
基づき、平成30年4月から**特定外来生物**
として規制が開始される予定です。

特定外来生物に指定されると、飼養・
運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つ
ことなどが規制されます。

現在、愛玩または観賞目的として飼育
しているガーパイクは、規制開始後も
許可を受けて飼い続けてください。
許可申請手続きは規制開始から半年
以内に行ってください。

決して川や池に放したりせず、寿命を
迎えるまで大切に飼育してください。

特定外来生物を野外に放つことは違法行為であり、重い罰則が科されます。

ガーパイクの飼育や譲り渡しは、

法律で規制されます。

買う前によく考えよう！

裏面でチェック!!

▶ 現在、ガーパイクを飼育している方へ



規制開始後も許可を受けることで、飼い続けることができます。

- ▶ 許可の申請は、規制開始から6ヶ月以内におこなってください。
- ▶ 申請書類は環境省のウェブサイトからダウンロードできます。
- ▶ 申請や許可に費用はかかりません。

特定外来生物を、許可を受けずに飼育したり、他人へ譲り渡し（許可を受けた飼育者間での譲り渡しも含む）等を行うことは違法行為となります。また、飼えなくなったからといって、野外（川や池など）に放すことも違法行為となりますので、絶対におやめください。

今後、最後まで飼い続けることができなくなる可能性がある場合には、規制が開始される（平成30年4月予定）前までに、最後まで飼い続けられる人に引き渡すこともご検討ください。

▶ 新たにガーパイクの購入・飼育をお考えの方へ



平成30年4月から法律で飼育が規制される予定です。購入する前にもう一度よく考えましょう。

- ▶ 規制が開始されると、決められた期間内に法律の基準を満たす飼育施設を用意し、申請手続きをして許可を受ける必要があります。
- ▶ ガーパイクは長生きで、大きくなる魚です。規制開始後に、万一、飼い続けられなくなってしまった場合は、飼育者の責任で殺処分していただくことになりますので、安易に購入することのないようご注意ください。
- ▶ 飼えなくなったからといって、川や池に放すことは法律違反になり罰則が科されます。人に譲ること（許可を受けた飼育者間での譲り渡しも含む）も禁止されます。
- ▶ まずは購入する前に、下のチェックポイントでチェックしてみましょう。ひとつでも不安があれば購入は考え直した方がよいでしょう。

▶ 販売店・ペットショップの方へ



- ▶ 特定外来生物に指定された生物は、輸入や販売、保管、運搬、譲り渡し、野外に放すこと等が禁止されます。したがって、規制開始後はショップ間での受け渡しや、お客様からの引き取りもできません。
- ▶ 特定外来生物に指定される前であれば、販売することは可能ですが、新たに購入する方や購入を検討している方に、必ず下のチェックポイントをお伝えください。
- ▶ お客様が、飼育規制の予定があることやその内容を知らずに安易に購入されることのないよう情報提供・注意喚起にご協力ください。



スポットドガー稚魚(8cm)

① チェックポイント

成長すると数十cm～1m程度まで大きくなり、大型水槽が必要になります。寿命は数十年と長く、長年にわたって世話を続ける必要があります。

- ① 大型水槽を置くスペースはありますか？ろ過装置などを用意できますか？
- ② 長期にわたって、魚の世話や水槽のメンテナンスにかかる時間や費用を確保できますか？
- ③ 数十年後、自分自身のライフステージが変化しても責任をもって飼育できますか？
- ④ 飼育に対する家族の理解や協力が得られていますか？

ひとつでも不安がある場合は、終生飼育（ガーパイクの寿命まで責任をもって飼育し続けること）は難しいと考えられます。



外来生物法に基づく特定外来生物について

規制

特定外来生物は、飼育・運搬・保管・輸入・販売・譲渡・野外に放つことなどが規制されます。

許可申請

特定外来生物に指定される前から、愛玩または観賞目的として飼育しているガーパイクは、その個体に限り、許可を受けて飼い続けることができます。飼育許可を得るためには、定められた飼育施設の条件が整っている必要があります。

罰則

違反行為には、個人の場合、最大で300万円の罰金もしくは3年間の懲役、法人の場合は最大で1億円の罰金が科されますので、ご注意ください。

